別紙様式

（会社文書管理番号等）

令和　　年　　月　　日

参　加　表　明　書

　分任支出負担行為担当官

　航空自衛隊第４補給処調達部長

　　○○　○○　　殿

所在地

 　　会社名

 　　代表者名

　公示第　　号（令和　　年　　月　　日）の募集に関し、別添品目について資格要件資料を添えて参加を表明します。

　なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約致します。

添付書類：１　参加表明品目表

　　　　　２　資格審査申請表

参　加　表　明　品　目　表（　　　　　㈱）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 品名 | 部品番号 | 契約実績 | 備考 |
| 年度契約番号 | 製造 | 修理 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

 　注：１　整理番号は、公示に添付された調達品のリストの一連番号を記入

２　契約実績は直近の契約実績とし、製造、修理の該当する欄に○を記入

３　契約実績がなく、類似品等の実績で参加表明する会社は、備考に品名、部品番号を記入

４　備考に武等法等、必要な法令を記載

資格審査申請表

○○○○○○○株式会社

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 審査項目 | 審査基準 | 必要な提出資料 |
| 1 | 予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。 | 該当しない | 該当する | ― |
| 2 | 応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は有する見込みである。 | 有している（見込みあり） | 有していない（見込みなし） | 資格審査結果通知書の写し |
| 3 | 希望する品目の役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有している。 | 参加表明品目表による。 | 許認可等の取得状況等の証明 |
| 4 | 同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。 | 参加表明品目表に製造又は修理の契約実績等を記載する。 | 製造又は修理できることを証明できる資料 |
| 5 | 不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。 | 対応できる。  | 対応できない。 | ― |
| 6 | 第４補給処が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、役務請負契約条項を適用して契約を締結することができる。 | 可能である。  | 不能である。 | ― |
| 7 | 防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。 | 指名停止期間中でない。 | 指名停止期間中である。 | ― |
| 8 | 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。 | 指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。 | 指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。 | ― |
| 9 | 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。 | 排除対象者でない。 | 排除対象者である。 | ― |
| 10 | 秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。 | 保管設備あり（見込みあり） | 保管設備なし | 保全施設の確認に関する通知書 |
| 自社規則あり（見込みあり） | 自社規則なし | 保全規則の確認に関する通知書又は自社規則 |
| 11 | 契約の履行にあたって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じられる。 | 必要な措置を講じられる。 | 必要な措置を講じられない。 | 措置済みの証明書等（合意書） |

記入要領

※１「審査基準」の欄について、№１，２，５～９は、該当する方に○をつける。

※２ №３，４については、「参加表明品目表」の品目毎に記入する。

※３ 対象品目が該当しない場合は、斜線で抹消する。